

○木下委員長 議会運営委員会を開会いたします。

協議事項1の会派名の略称について、各会派に今後どのような略称を使っていくのかということで、御意向をお聞きしていきたいと思っております。一応参考までにお伝えをしておきますが、これまでの略称として、民主・市民連合は民主連合、自民党・市民会議は自民会議、公明党は公明、日本共産党は共産ということでこれまで使ってきております。また、無党派Gは以前にありましたけれども、今回新規扱いということで改めてお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○品田委員（民主連合） 従来どおり民主連合でお願いします。

○松田たくや委員（自民会議） 自民会議でお願いします。

○中野委員（公明） これまでどおり公明でお願いします。

○石川委員（共産） これまでどおり共産でお願いします。

○金谷委員（無党派G） 略さずに無党派Gということでお願いします。

○木下委員長 それでは、各会派の略称につきましては、4会派につきましては、改選前のものを、そして無党派Gにつきましては略さずそのまま無党派Gということで表記をさせていただくということにいたします。

続きまして、2の代表者会議の設置についてであります。

こちらにつきましては、申し合わせで代表者会議を設置するという事になっておりますので、代表委員の氏名は、この後開かれます代表者会議の開会前までに事務局に届け出をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3の無所属議員の扱いについてであります。

議会運営委員会では、従来は必要の都度、無所属議員に委員外議員として出席を求め、委員長が発言を求めた場合以外に委員外議員から発言の申し出があったときは、委員会でその許否を決めることを原則とし、場合によっては委員長判断により発言を認めていたところでありました。また、代表者会議における取り扱いにつきましては、お手元にお配りしております配付資料、議会運営委員会代表者会議における無所属議員の扱いについてでもお示しをしておりますとおり、必要の都度、無所属議員にオブザーバーとして出席を求めると及びその基準等について、これは平成29年になりますけれども、申し合わせをしているところでございます。

今期におきましても、必要の都度、議会運営委員会及び議会運営委員会代表者会議において出席を求めていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それではそのように取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それでは早速でありますけれども、無所属議員の出席を求めたいと思っておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時24分

○木下委員長 再開させていただきます。

まず、協議事項3の無所属議員の扱いについて、今ほど、各会派の皆さんがお集まりの中で、その確認をさせていただいた部分を改めてお伝えさせていただきます。

議会運営委員会では、従来は必要の都度、無所属議員に委員外議員として出席を求め、委員長が発言を求めた場合以外に委員外議員から発言の申し出があったときは、委員会でその許否を決めることを原則とし、場合によっては委員長判断により発言を認めていたところでもあります。

また、代表者会議におきましては、お手元にお配りしております配付資料、議会運営委員会代表者会議における無所属議員の扱いについてのとおり、必要の都度、無所属議員にオブザーバーとして出席を求めると及びその基準等について申し合わせをしているところでございます。

こちらについて、従来どおりの扱いとさせていただき、必要の都度、議会運営委員会及び代表者会議に出席を求めるということで確認させていただいたところでございますので、このように今後取り扱いをさせていただくので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、それ以降の協議事項に移っていきたく思います。

まず、4の広聴広報委員会委員の定数についてであります。

具体的な議会人事の協議をしていく前に、広聴広報委員会委員の定数について協議をしてみたいと思います。

広聴広報委員会委員の定数を定める基準につきましては、こちらもお配りしております配付資料、広聴広報委員会の運営に当たっての申し合せ事項、1の(1)にお示しをしておりますように、会派の数に3を加えた数とすることで申し合わせをしているところでございます。言ってしまうと、委員長、副委員長、無所属から1人とさらには各会派1名ずつというような人数割りになっているところでございます。

現在、委員の定数は、広聴広報委員会規程第3条第1項の規定において9人という形で定めておりまして、改選後の新しい会派等の構成を申し合わせに適用すると、定数を定める基準というところでは8人ということになります。今の5会派プラス正副委員長と無所属から1名ということで、全部を足すと8名となります。

これに合わせて、先ほどの規程のほうで定数を9人としているものを8人ということに改めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは広聴広報委員会規程を改正することとさせていただきまして、改正手続については本日中に議長が行うということにさせていただきたいと思います。

後ほど協議をさせていただきます実際の具体的な広聴広報委員会委員の選任の部分につきましては、改正後の規程の定数にのっとって委員を選任してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、この後の協議事項5から10の議会人事のほうに移ってまいりますが、5の常任委員会委員の選任について、6の広聴広報委員会委員の選任について、7の議会選出監査委員の選任について、8の上川教育研修センター組合議会議員の選出について、9の旭川市議会議員会役員の選出について、10の執行機関の長が任命する委員の選出について、この5から10につきましては、この後、代表者会議を開催させていただきまして、そちらのほうで協議をしてみたいと思っておりますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、本委員会を休憩させていただきます、午後1時45分から第1応接室で代表者会議を開催させていただきたいと思っております。各会派の皆様におかれましては代表者の届け出を事務局にさせていただきまして、代表者の方は午後1時45分に第1応接室にお集まりをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時29分

再開 午後5時17分

○木下委員長 議会運営委員会を再開いたします。

協議事項5の常任委員会委員の選任についてを協議いたします。

代表者会議で協議の結果、配付しております委員名簿のとおり、5月17日の本会議で議長の指名により選任させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 常任委員会の正副委員長につきましては、本会議において議長の指名推選により選任決定とすることとなりますので、よろしくお願いたします。また、旭川市議会委員会条例第6条第2項ただし書きの規定により、議長は一旦、常任委員に選任後、議会の同意を得て委員辞任の扱いとなりますので、こちらにつきましてもよろしくお願いたします。

次に、6の広聴広報委員会委員の選任についてであります。

代表者会議で協議の結果、こちらにつきましても配付してある委員名簿のとおりとなっております。委員の選任は議会運営委員会を確認後、議長が指名することとなりますので、こちらにつきましてもよろしくお願いたします。委員長は委員会において年長委員の指名推選、副委員長は委員会において委員長の指名推選となりますので、こちらにつきましてもよろしくお願いたします。

次に、8の上川教育研修センター組合議会議員の選出についてであります。

代表者会議で協議の結果、選出者3名、上野議員、高橋議員、もんま議員となりますので、よろしくお願いたします。こちら、議長の指名となりますので、議会運営委員会で決定後、上川教育研修センター組合議会議長に報告させていただきます。

次に、9の旭川市議会議員会役員選出についてであります。

代表者会議で協議の結果、従来どおり各派会長会議で協議をさせていただくということになりますので、よろしくお願いたします。

次に、10の執行機関の長が任命する委員の選出についてであります。

こちらにつきましても代表者会議で協議の結果、配付させていただいております委員名簿のとおり選出させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、協議事項につきましては全て終了となります。

次回の議会運営委員会になりますけれども、あす、5月17日金曜日の午前10時、口頭招集とさせていただきたいと思っておりますが、実際のところは広聴広報委員会が終わった後ということになりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会は散会とさせていただきます。

散会 午後5時20分